

## 長久手市出産・子育て応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について」(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題であることから、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦・子育て世帯 妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯をいう。
- (2) 妊娠届出時面談 妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげることを目的に、妊娠の届出時等に実施する面談等をいう。
- (3) 妊娠8か月面談 特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを妊婦と一緒に確認し、妊婦の状況等に応じて産後ケア事業の予約その他必要な支援サービスの利用等を案内することを目的に、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安に実

施する面談等をいう。

- (4) 出生後の面談等 出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等をいう。

(事業開始日)

第3条 本事業を開始する日（以下「事業開始日」という。）を令和5年3月1日とする。

(実施体制)

第4条 伴走型相談支援は、子育て世代包括支援センターの機能を有する部署のうち福祉部健康推進課（以下「保健センター」という。）において実施する。

(伴走型相談支援の対象者)

第5条 事業開始日時点で日本国内に住所を有する者で、長久手市からの支援を希望する全ての妊婦・子育て世帯を対象とする。

(実施内容)

第6条 伴走型相談支援は、妊婦・子育て世帯に対し、妊娠の届出時から妊娠中、出産後にかけて、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を実施することで、妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐものとする。

(妊娠届出時面談の実施)

第7条 妊娠届出時面談は、妊娠の届出をした妊婦を対象とする。なお、必要に応じて、妊婦の配偶者、パートナー又は同居家族が同席した上で本面談を実施することができる。

2 妊娠届出時面談は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施することも可能とする。この場合であっても、本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施するものとする。

3 妊娠届出時面談においては、妊婦の妊娠時の気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するために、アンケート（以下「妊娠届出時アンケート」という。様式第1号）への必要事項の記載を求めるものとする。

同時に、市が別途定める子育てガイド(以下「子育てガイド」という。)を手交する。この際、マイナンバーカードの交付申請やマイナポータルによる公金口座登録についての案内を実施することとする。

- 4 妊婦が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、当該妊婦が転出先市町村での妊娠届出時面談を希望する場合には、当該妊婦の転出後、転出先市町村において妊娠届出時面談を実施することとする。
- 5 妊婦が近日中に長久手市に転入を予定している場合であって、かつ、当該妊婦が長久手市での妊娠届出時面談を希望する場合には、第2項の妊娠の届出時を転入の届出時に読み替えて適用する。
- 6 事業開始前に妊娠届を提出し、事業開始日時点で妊娠7か月未満の妊婦に対しては、妊娠期間アンケート(様式第2号)への必要事項の記載を求めるものとする。

(妊娠8か月面談の実施)

第8条 妊娠8か月面談は、妊娠8か月頃に、アンケート(以下、「妊娠8か月頃アンケート」という。様式第3号)の回答内容及び妊婦が持参した子育てガイドを基に実施する。

- 2 妊娠8か月面談は、妊娠8か月頃の妊婦に対し、概ね1か月前に案内をし、妊娠8か月頃アンケートの提出を依頼する。担当職員は、妊婦から提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容により、妊娠8か月面談の希望の有無や、妊婦の状況等を確認する。ただし、この時点で、流産又は死産したことを把握した妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わないこととする。
- 3 妊娠8か月面談は、妊娠8か月頃の妊婦のうち、妊娠8か月頃アンケートの回答内容により、面談を希望する者及び妊婦の状況等から支援が必要と市が判断した者を対象とする。なお、必要に応じて、妊婦の配偶者、パートナー又は同居家族が同席した上で本面談を実施することができる。
- 4 妊娠8か月面談を希望しない妊婦について、提出された妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市が当該妊

婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施した上で、必要な支援につなげることとする。

- 5 妊娠8か月頃アンケートの提出がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

(出生後の面談等)

第9条 出生後の面談等は、出生した児童を養育する者(以下「養育者」という。)を対象とする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。なお、必要に応じて、妊婦の配偶者、パートナー又は同居家族が同席した上で本面談を実施することができる。

- 2 出生後の面談等は、原則として、次に掲げるいずれかの機会に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合(養育者の居所が不明であった場合や、日本国外に居住していた場合等)は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。なお、養育者が近日中に他自治体へ転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先自治体での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先自治体において面談等を行うこととする。

(1) 新生児訪問や乳児家庭全戸訪問等の機会

(2) 3～4か月児健康診査の機会

(3) 生後4か月頃までの間に養育者が希望する機会

- 3 出生後の面談等は、養育者に対し、養育者の児童や子育てに関する気持ちや健康状態、家庭の状況等を把握するためにアンケート(以下「出生後アンケート」という。様式第4号)への必要事項の記載を求めた上で、養育者が持参した子育てガイドを基に実施するものとする。
- 4 面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内するものとする。なお、出生の届出時に保健センター等に案内して面談等を実施することも可能とするが、面談等の対象者の体調に留意するものとする。

5 産婦健康診査により産後の精神状態等のアンケートが実施されている場合などは、面談等の対象者の同意に基づき、産科医療機関と適切に情報共有を行うこととする。

(面談等の実施方法)

第10条 第7条から第9条までにより実施する面談等(以下、「各面談等」という。)は、妊婦又は養育者が保健センターの相談窓口等に来訪した上での対面による面談又はオンラインの画面上での対面による面談(以下「対面面談」という。)とする。ただし、妊婦又は養育者が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、市が適当であると認める場合には、面談等の担当職員が居宅訪問などのアウトリーチによる面談を実施できる。また、アウトリーチによる面談も困難な場合には、電話及び第7条から第9条までに規定された様式の提出を求めることにより対面面談に代えることができる。

(情報発信及び随時相談)

第11条 各面談等の実施後も、緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て世帯に対して、子育て関連アプリやSNS、ホームページ等を活用しつつ、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や、随時の相談受付等を継続的に実施する。

(担当職員の要件及び配置)

第12条 伴走型相談支援の実施にあたり、各面談等の担当職員を配置する。この場合において、各面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた一般事務職員、会計年度任用職員等とする。また、各面談等の担当職員とは別に、各面談等の実施の補助又はその他の各種の周辺事務を行う担当職員を配置することができる。

(各面談等の相談記録の管理)

第13条 市長は、各面談等の対象者から提出のあった様式第1号から様式第4号までの相談記録を適切に管理しなければならない。

(関係機関との連携)

第14条 伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、

出産・子育て応援給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら伴走型相談支援を実施することとする。

(留意事項)

第15条 各面談等の対象者が他の市区町村に里帰りしている場合であっても、当該対象者に対する各面談等は、市が実施することを原則とし、市が里帰り先の市区町村に各面談等の実施を依頼することも可能とする。この場合、市は里帰り先の市区町村と適切に連携を図り、各面談等の相談記録を共有することにより、当該対象者の状況などを確認することとする。

2 各面談等の対象者のうち、流産又は死産した者及び対象児童が死亡した者については、各面談等の実施は不要とする。

(出産・子育て応援給付金)

第16条 出産・子育て応援給付金(以下「給付金」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 出産応援給付金 現金5万円
- (2) 子育て応援給付金 現金5万円

(給付金の対象者)

第17条 給付金の対象者は、給付金の申請時点で日本国内に住所を有する者で、長久手市に居住する者とする。

2 市が里帰り先の市区町村に面談等の実施を依頼した場合であっても、出産応援給付金及び子育て応援給付金は、市が支給する。この場合、市は里帰り先の市区町村と適切に連携を図り、各面談等の実施状況などを確認するものとする。

(出産応援給付金)

第18条 出産応援給付金は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者に支給する。

- (1) 事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである

者に限る。以下「支給妊婦」という。)

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）又は同期間に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含む。以下「遡及支給妊婦」という。）

2 申請前に流産又は死産した妊婦は、妊娠の届出時の面談等を行うことなく申請を行うことができる。

3 遡及支給妊婦のうち、申請時点で出生している児童の養育者については、子育て応援給付金の支給を受けるために実施する出生後アンケートの提出をもって出産応援給付金の支給の申請を行うことができる。

4 支給妊婦は、原則として、妊娠中に申請を行うものとする。ただし、災害その他支給妊婦の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、当該人が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。

（子育て応援給付金）

第19条 子育て応援給付金は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす者に支給する。

(1) 事業開始日以降に出生した児童の養育者であつて、日本国内に住所を有する者（以下「支給養育者」という。）

(2) 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の養育者であつて、日本国内に住所を有する者（以下「遡及支給養育者」という。）

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金を支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

3 申請前に対象児童が死亡した支給養育者は、出生後の面談等を行うことなく申請を行うことができる。

4 支給養育者は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。

(遡及支給妊婦及び遡及支給養育者の申請)

第20条 遡及支給妊婦及び遡及支給養育者は、原則として、事業開始日から3か月以内に申請を行うものとする。ただし、災害その他遡及支給妊婦及び遡及支給養育者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、当該人が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことも可能とする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。

(給付金の申請)

第21条 給付金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、出産応援給付金支給申請書兼請求書(様式第5号)、又は子育て応援給付金支給申請書兼請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 申請者の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等

(2) 口座情報の写し

公金受取口座で受給する者を除く。

(3) 委任状(様式第7号)

申請者が給付に関する権限を代理人に委任する場合に限る。

(4) 妊娠届出時アンケート又は妊娠期間アンケート

出産応援給付金を受けようとする者に限る。

申請前に流産又は死産した妊婦を除く。



(5) 出生後アンケート

子育て応援給付金を受けようとする者に限る。

申請前に対象児童が死亡した当該児童の養育者を除く。

2 様式第6号は、様式第5号による申請兼請求を兼ねることができる。

3 第1項又は第2項による申請については、長久手市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年長久手町条例第5号）の規定を準用する。

（決定の通知）

第22条 市長は前条に規定する申請書を受理した時は、その内容を審査し、支給の決定をしたときは、長久手市出産・子育て応援給付金支給決定通知書（様式第8号）により申請者に通知する。また、不支給を決定したときは長久手市出産・子育て応援給付金不支給決定通知書（様式第9号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の審査を行うに当たって、必要に応じて、申請者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、申請者が第17条から第19条までの要件を満たすか確認を行う。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年2月20日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

妊娠届出時アンケート					
(ふりがな)		特記事項	①単胎 ②多胎(胎)	健康保険の種別	①社保 ②国保 ③いずれでもない
妊婦氏名	①既婚 ②未婚(入籍予定あり・なし)				
(ふりがな)		生年月日		年齢	職業
夫氏名 (パートナー)		年 月 日			
<p>妊娠・出産・子育てを、妊娠中から応援します。秘密は堅く守りますので、以下についてもご記入をお願いします。 (あてはまるものに○をつけてください。)</p>					
1 現在、妊娠は順調ですか。	①はい ②いいえ(理由 )				
2 今までにお産の経験はありますか。	①初産 ②経産(出産回数 回)				
3 流産・早産等を経験したことがありますか。	①なし ②あり(流産 回・早産 回・死産 回・中絶 回)				
4 今回の妊娠は不妊治療をしましたか。	①はい ②いいえ				
5 今回の妊娠が分かった時はどんなお気持ちでしたか。	①うれしかった ②予想外だったがうれしかった ③予想外だったので戸惑った ④困った ⑤なんとも思わない ⑥その他(内容 )				
6 里帰りの予定はありますか。	①はい ②いいえ				
7 困った時に助けてくれる人はいますか。	①はい( 人) ②いいえ				
8 現在、「困っていること」「悩んでいること」「不安なこと」などはありますか。	①なし ②あり⇒ 1 妊娠・出産について 2 経済的なこと 3 自分の身体のこと 4 夫婦(パートナー)関係のこと 5 家族関係のこと 6 育児の仕方 7 その他( )				
9 現在、あなたはタバコを吸いますか。	①はい( 本/日) ②妊娠してやめた ③いいえ				
10 現在、夫(パートナー)や同居家族は、同室でタバコを吸いますか。	①はい ②いいえ				
11 現在、アルコールを飲みますか。	①はい( 回/週) ②いいえ				
12 今までにかかった病気や現在治療中の病気はありますか。	①なし ②あり⇒病名：心臓病・高血圧・慢性腎炎・糖尿病・肝炎 ・こころの病気(うつ病など)・その他( ) それはいつ頃ですか：( 年頃)・現在治療中				
13 この1年間に、2週間以上続く「眠れない」「イライラする」「涙ぐみやすい」「何もやる気がしない」などの症状がありますか。	①はい ②いいえ				
14 妊婦健康診査を定期的に受診していますか。	①はい(病院名 ) ②いいえ				
15 分娩予定施設は決まっていますか。	①はい(分娩予定施設： ) ②いいえ				
16 出産後、相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか。	( )				
17 出産に向けて、今のお気持ちはいかがですか。 (例えば：ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など)	楽しみなこと、やってみたいこと → ( ) 知りたいこと、気になること → ( )				
処理欄	出産応援給付金 <input type="checkbox"/> 他市町村( ) <input type="checkbox"/> 長久手市 → <input type="checkbox"/> 窓口回収 <input type="checkbox"/> 手渡し済 <input type="checkbox"/> 未配布				



妊娠中の方（妊娠8か月頃）へのアンケート

封筒に記載の整理番号（ ）

お名前 \_\_\_\_\_ 生年月日 S・H \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_

妊娠・出産についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。（あてはまるものに○をつけてください。）

○現在の妊娠週数 妊娠（ ）週 単胎・多胎（ ）胎

○妊婦健康診査を定期的に受診していますか。

1 はい（健診受診施設： \_\_\_\_\_ ） 2 いいえ

※妊娠中は、気がかりなことがなくても、身体にはいろいろな変化が起こっています。きちんと妊婦健康診査を受けましょう。

○分娩予定施設は決まっていますか。

1 はい（分娩予定施設： \_\_\_\_\_ ） 2 いいえ

○出産後、相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人としてどんな方が思い浮かびますか？

（ \_\_\_\_\_ ）

○出産に向けて、今のお気持ちはいかがですか？

・楽しみなこと、やってみたいこと

（ \_\_\_\_\_ ）

・知りたいこと、気になること（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ \_\_\_\_\_ ）

○出産を迎える前に、面談を希望しますか。 1 はい 2 いいえ

「1 はい」に○をつけた方は、連絡先を記入ください。

（電話番号又はメール \_\_\_\_\_ ）

電話の場合、都合の良い時間帯（平日 \_\_\_\_\_ 時頃 ・ いつでもよい \_\_\_\_\_ ）

※市記入欄 親子（母子）手帳番号／交付日 \_\_\_\_\_

出産後の方へのアンケート

ご自身のお名前 \_\_\_\_\_ 年齢（ \_\_\_\_\_ 歳）  
お子さんのお名前 \_\_\_\_\_ 出生の年月日（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日）  
多胎の場合：お名前（ \_\_\_\_\_ ）（ \_\_\_\_\_ ）

出産後の育児等についての相談や情報提供を行うために、以下の質問にご協力をお願いします。（あてはまるものに☑をつけてください。）

○産後、ご自身の気持ちやからだのことで、気がついたこと、変わったことがありますか。

いいえ はい（ \_\_\_\_\_ ）

○ご自身の睡眠の状況はいかがですか？

（ \_\_\_\_\_ ）

○子育てについて相談にのってくれたり、家事や育児のサポートをしてくれる人として  
どんな方が思い浮かびますか？

（ \_\_\_\_\_ ）

○お子さんと一緒に過ごす中で、今のご自身のお気持ちはいかがですか？

・楽しいこと、やってみたいこと

（ \_\_\_\_\_ ）

・知りたいこと、気になること（ご自身の健康、赤ちゃんや上のお子さん、ご家族、  
仕事、保育園、経済面、住まい・生活環境など）

（ \_\_\_\_\_ ）

※ 市記入欄

（備考）

--

## 出産応援給付金支給申請書兼請求書

（出産・子育て応援交付金による出産応援ギフト）

年 月 日

長久手市長 あて

長久手市出産・子育て応援事業実施要綱第21条の規定により、以下の全ての同意事項について同意し、下記のとおり申請します。

【同意事項】

- 1 市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することがあります。
- 2 出産・子育て応援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認する場合があります。
- 3 この申請書は、市が支給決定をした後は、出産応援給付金の請求書として取り扱います。

記

氏名（署名）		電話番号	
現住所	〒		
他自治体での受給の有無	<input type="checkbox"/> 受給していない ・ <input type="checkbox"/> 受給している（又は受給予定）		
妊娠届出日時点の住所地	（現住所と異なる場合のみ記載）		
親子（母子）健康手帳の番号	※把握できた場合のみ		
申請する給付金	出産応援給付金 50,000 円		
受け取り方法	<input type="checkbox"/> 公金受取口座で受給する ・ <input type="checkbox"/> 指定口座で受給する		
公金受取口座で受給する場合は、下記の記入は不要です			
振 込 先	金融機関名	本店・支店名	種別
			<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座 名義人	(フリガナ)
※口座名義人が申請者と異なる場合			続柄

添付資料

- ・申請者の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- ・口座（金融機関、本支店名、口座番号等）が確認できる書類の写し（指定口座で受給する場合）
- ・委任状（口座名義人が申請者の氏名と異なる場合）
- ・代理人の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- ・妊娠届出時アンケート又は妊娠期間アンケート（未提出の場合）

様式第6号（第21条関係）

**子育て応援給付金支給申請書兼請求書**  
(出産・子育て応援交付金による子育て応援ギフト)

年 月 日

長久手市長 あて

長久手市出産・子育て応援事業実施要綱第21条の規定により、以下の全ての同意事項について同意し、下記のとおり申請します。

【同意事項】

- 1 市、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することがあります。
- 2 出産・子育て応援給付金の支給状況等について、他の市町村に確認する場合があります。
- 3 この申請書は、市が支給決定をした後は、子育て応援給付金の請求書として取り扱います。

記

氏名(署名)		電話番号	
子の名前(出生日)	( 年 月 日)		
現住所	〒		
他自治体での受給の有無	<input type="checkbox"/> 受給していない ・ <input type="checkbox"/> 受給している(又は受給予定)		
出生届出日時点の住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)		
封筒記載の整理番号	※把握できた場合のみ		
申請する給付金	子育て応援給付金 50,000 円		
受け取り方法	<input type="checkbox"/> 公金受取口座で受給する ・ <input type="checkbox"/> 指定口座で受給する		
公金受取口座で受給する場合は、下記の記入は不要です			
振込先	金融機関名	本店・支店名	種別
			<input type="checkbox"/> 普通 ・ <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	口座名義人	(フリガナ)
※口座名義人が申請者と異なる場合			続柄

添付資料

- ・申請者の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- ・口座(金融機関、本支店名、口座番号等)が確認できる書類の写し(指定口座で受給する場合)
- ・委任状(口座名義人が申請者の氏名と異なる場合)
- ・代理人の本人確認に必要な公的身分証明書の写し等
- ・出生後アンケート(未提出の場合)

様式第7号（第21条関係）

# 委任状

年 月 日

長久手市長 殿

委任者

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名（記名押印又は本人自署） \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

私は次の者を代理人と定め、出産・子育て応援給付金支給の受領に関する一切の権限を委任します。

代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

※ 代理人の公的身分証明書も必要です。



様式第8号（第22条関係）

第 号  
年 月 日

様

長久手市長

応援給付金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった  
金額を支給することを決定したので通知する。

応援給付金について、下記

支給決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長久手市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。

様式第9号（第22条関係）

第 年 月 日 号

様

長久手市長

応援給付金不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 応援給付金について、不支給としたので通知する。

不支給とした理由

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に長久手市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、長久手市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます。